

「妊娠・出産」「育児休業」について

○「妊娠・出産」の認定期間について

・保育認定で認定事由が「妊娠・出産」の場合、施設の利用期間は産前2か月、出産予定月1か月、産後3か月の計6か月間となります。

	出産予定日	認定期間
例	6月15日	4月1日～9月30日

6/15出産予定の場合、
上の子は4月から入園できます。

○「育児休業」から「就労」への変更について

・「復職(予定)年月日」が記載された就労証明書が必要です。勤務先に確認の上、ご提出ください。

・生まれたお子さんは、慣らし保育として、「復帰月(復帰する日が属する月)の前々月の1日」から入園可能となります。

	就労復帰予定日	入園可能日
例1	6月15日	4月1日
例2	7月20日	5月1日
例3	12月5日	10月1日

○就労から妊娠・出産、育児休業を経て就労に戻る流れの一例

【例】

出産予定日	令和9年3月7日
産前産後休暇	令和9年1月25日から令和9年5月2日まで
育児休業	令和9年5月3日から令和10年3月6日まで



この場合、認定期間や提出書類は下のようになります。

認定期間	認定事由	提出書類
令和9年1月31日まで	就労	「認定申請書(現況届)」・「就労証明書」
令和9年2月1日から 令和9年5月31日まで	妊娠・出産 (標準時間)	「変更申請書」・「母子手帳の写し」・「申立書」 「就労証明書」・「利用継続申立書」
令和9年6月1日から 令和10年3月31日まで (※1)	育児休業 (短時間)	基本的には変更申請が必要ですが、「就労」から「妊娠・出産」へ変更した際に提出された「就労証明書」で育児休業の期間が証明できる場合には、「変更申請書」の書類提出を省略することができます。
令和10年4月1日から	就労	「変更申請書」・「就労証明書」 (「復帰日」及び「復帰後の就労条件」が記載されているもの)

※1 安中市では、就労証明書に記載された育児休業終了日の属する月の末日までを育児休業の認定期間としています。